資料１－３

配偶者暴力防止法の施行状況（令和６年度）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

１　配偶者暴力相談支援センター

（カ所）

区分	全国（R6.3末現在）	北海道（R7.3末現在）
配偶者暴力相談支援センター数	313	21

２　相談

（件）

区分		全国（令和５年度）	北海道（令和６年度）
配偶者暴力に関する相談件数		126,743　R4：122,211　R3：122,478	2,864
①相談形態	来所	38,234　(30%)	1,069　(37%)
	電話	83,030　(66%)	1,757　(61%)
	その他（出張相談等、来所及び電話以外の相談）	5,479　(4%)	38　(1%)
②性別	女性（相談者）	123,274　(97%)	2,720　(95%)
	男性（相談者）	3,340　(3%)	141　(5%)
	その他（相談者）	129　(0.1%)	3　(0%)
③加害者との関係	婚姻関係（婚姻の届出あり）	100,245　(79%)	2,017　(70%)
	事実婚（婚姻の届出なし）	2,753　(2%)	91　(3%)
	婚姻の届出有無不明	1,621　(1%)	31　(1%)
	離婚済	17,696　(14%)	636　(22%)
	生活の本拠を共にする交際相手	3,216　(3%)	70　(2%)
	生活の本拠を共にした元交際相手	1,212　(1%)	19　(1%)

３　保護命令　（平成13年10月～令和7年３月の累計）

（件）

区分		全国	北海道
保護命令発令（認容）件数		43,849	2,337
	生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	7,987 (18%)	301 (13%)
①被害者に関する保護命令のみ発令された件数		16,076 (37%)	1,492 (64%)
	ア．接近禁止・退去・電話等禁止命令	1,987 (5%)	79 (3%)
	イ．接近禁止・退去命令	2,123 (5%)	117 (5%)
	ウ．接近禁止・電話等禁止命令	5,606 (13%)	530 (23%)
	エ．接近禁止命令のみ	6,237 (14%)	763 (33%)
	オ．退去命令のみ	107 (0%)	2 (0%)
	カ．電話等禁止命令（事後発令）	16 (0%)	1 (0%)
②「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数　（①以外。事後発令含む）		6,999 (16%)	162 (7%)
③「子への接近禁止命令」が発令された件数　（②以外。事後発令含む）		17,114 (39%)	556 (24%)
④「親族等への接近禁止命令」が発令された件数　（②以外。事後発令含む）		3,750 (9%)	127 (5%)

４　一時保護

（件）

区分		R6実績	備考	
配偶者暴力被害者の一時保護件数（道内）		141	R5：131	R4：168
	道立女性相談支援センター	47　(33%)	R5：49　(37%)	R4：54　(32%)
	一時保護業務外部委託	94　(67%)	R5：82　(63%)	R4：114　(68%)

注1）全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道保健福祉部調べ
注2）道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談支援ｾﾝﾀｰ、道庁、各(総合)振興局(14ヵ所)、札幌市(2ヵ所)、旭川市、函館市、苫小牧市
注3）(%) は、各区分毎の割合
注4）保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による
注5）一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計